

令和7年度 新潟県保育士修学資金貸付 【保育士資格取得予定者対象】

大学推薦 【新潟県社会福祉協議会】

※日本学生支援機構奨学金との併用不可

募集対象：①令和7年度学部在学者で、卒業後新潟県内（新潟市内または新潟市外のいずれか）において保育士業務に従事する意思のある方。

②新潟県に住民登録をしている方。

③学業成績が優秀であり、かつ修学に際し経済的援助が必要である方。

募集（推薦）人数：2名（新潟市内での保育士業務を希望する学生、新潟市外での保育士業務を希望する学生それぞれ1名ずつ）

- 金額・支給期間： 貸付（無利子）

①修学資金：月額5万円以内（最長2年間）

※卒業後1年以内に新潟県内の保育業務に就き3年間継続して従事した場合は、返還が免除される制度があります。

②入学準備資金：20万円以内（新入生のみ初回の貸付時）

③就職準備金：20万円以内（最終貸付時）

- 申請期限：令和7年4月8日（火）まで

- 申請方法：希望者は、学生支援課窓口で申請書類を受け取り、必要書類をそろえて学生支援課窓口に提出してください。

新潟県社会福祉協議会HPからもダウンロードできます。<https://www.fukushiniigata.or.jp/job/hoikushi/>

※この掲示には主な条件のみ掲載しています。

掲示期限：令和7年4月8日まで

令和7年2月4日 学生支援課奨学支援担当

TEL 025-521-3286

～ 保育士資格取得のための修学資金を貸付します！ ～

令和7年度

保育士修学資金貸付のご案内



令和7年度に指定の養成施設に在学している方が対象となります。

● 保育士修学資金 の概要

保育士養成施設に在学する方を対象に修学資金を貸付け、保育士の資格取得を支援します。養成施設を卒業後、保育士の資格を取得し、新潟県内で対象となる保育士業務に継続して3年間（指定の県外国立施設は原則5年間）従事した場合は、貸付金の返還が免除となります。

❖ 貸付対象者

○ 次の全ての条件に該当する方が対象となります。（申請には連帯保証人が必要です。）

- ① 新潟県に住民登録をしている方（養成施設入学時期までに新潟県に住民登録をしていた方を含む）
- ② 保育士養成施設に令和7年度に在学している方
- ③ 養成施設を卒業後、保育士の資格を取得し、新潟県内（県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）又は指定の国立施設において、国が定める保育士業務に従事する意思がある方
- ④ 学業成績が優秀であり、かつ、修学に際し経済的援助が必要である方（主たる家計支持者（父、母又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の年収・所得金額が原則として、独立行政法人日本学生支援機構の家計基準「第二種奨学金」の金額以下の場合となります。）

※ 貸付の対象とならない方の例

- ・同種の国の補助金が含まれている貸付又は給付制度の利用者（日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」、生活福祉資金の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金）
- ・同種の新潟県の補助金が含まれている貸付又は給付制度の利用者
- ・他の都道府県の本修学資金を借りている方

❖ 貸付期間及び貸付金の種類・貸付額等

■ 貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、2年間を限度とします。

■ 貸付金の種類・貸付額（区分①の修学費月額に②～④の加算ができます。） ■ 無利子

区分	貸付額	留意事項
① 修学費月額	5万円以内（在学中・原則年2回）	総額 120万円以内
② 入学準備金	20万円以内（初回交付）	
③ 就職準備金	20万円以内（最終回交付）	
④ 生活費加算月額 ※1	4万円以内（在学中・原則年2回）	総額 96万円以内

※1 生活費加算は、生活保護世帯の方又はそれに準ずる世帯の方が対象

❖ 返還の免除

○ 次の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります。

- ① 養成施設を卒業した日から1年内に保育士として登録すること。
- ② 保育士として登録後、貸付けの決定を受けた地域（新潟県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）で国が定める保育士業務に継続して3年間（指定の県外国立施設は原則5年間）従事すること。

※ 貸付金の返還 養成施設を退学、留年（学業不振）した場合、貸付けの決定を受けた地域で指定の保育士業務に従事しなかった場合等は、貸付金を返還していただくことになります。

◆ 申請から資金交付までの流れ

申請書類の提出 ※在学する養成施設を経由しての申請となります。	<p>■申請者は、次のア～エの書類を、入学が決定した養成施設に提出してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 貸付申請書</td><td>イ 世帯全員の住民票（※1）</td></tr> <tr> <td>ウ 主たる家計支持者の収入証明書類（※2）</td><td>エ 連帯保証人の収入証明書類（※2）</td></tr> </table> <p>※1 申請日から3ヶ月以内でマイナンバー記載なしのもの ※2 所得課税証明書（市町村発行）</p>	ア 貸付申請書	イ 世帯全員の住民票（※1）	ウ 主たる家計支持者の収入証明書類（※2）	エ 連帯保証人の収入証明書類（※2）
ア 貸付申請書	イ 世帯全員の住民票（※1）				
ウ 主たる家計支持者の収入証明書類（※2）	エ 連帯保証人の収入証明書類（※2）				
<p>■養成施設は、各申請者が提出したア～エの書類に不備がないことを確認し、申請者ごとに次のオの推薦書を添付のうえ本会に提出願います。</p> <table border="1"> <tr> <td>オ 養成施設の長の推薦書</td></tr> </table>	オ 養成施設の長の推薦書				
オ 養成施設の長の推薦書					
申請期限	<p>■各養成施設にご確認ください。 ◆養成施設から本会への申請期限 【令和7年4月21日（月）】</p>				
審査及び決定	<p>■養成施設を経由して提出されたア～オの申請書類の内容を審査し、貸付けの可否を決定し、申請者及び養成施設に審査結果を通知します。 ※ 新潟県の予算により貸付決定されるため貸付けが受けられない場合があります。</p>				
契約書等の提出	<p>■貸付決定者（借受人）は、連帯保証人と連署・押印のうえ貸付金振込口座を記入した契約書等を本会に提出していただきます。</p>				
資金の交付	<p>■提出された契約書等に不備がないことを確認し、借受人が指定した振込口座に貸付金を分割交付します。（在学期間中／年2回の分割交付）</p>				

◆ 対象となる新潟県内の養成施設

令和7年4月1日予定

養成施設名	課程名	養成施設名	課程名
新潟青陵大学	福祉心理子ども学部 子ども発達学科	ひまわり幼児教育専門学院	こども学科
新潟県立大学	人間生活学部子ども学科	新潟こども保育カレッジ	こども保育科
上越教育大学	学校教育学部初等教育教員養成課程	新潟中央短期大学	幼児教育科
新潟青陵大学短期大学部	幼児教育学科	北陸福祉保育専門学院	こども学科
日本こども福祉専門学校	こども保育学科		こども未来学科
	こども学科	長岡こども福祉カレッジ	こども保育科
新潟こども医療専門学校	こども発達学科	長岡こども・医療・介護専門学校	こども保育科
	こども未来学科		こども保育総合科
国際こども・福祉カレッジ	こども保育学科	上越公務員・情報ビジネス専門学校	こども保育幼稚園科
	こども福祉教育学科		
	児童教育学科		

■ 詳しくは、新潟県社会福祉協議会のホームページをご確認ください

※ 申請書様式は、新潟県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

<https://www.fukushiniigata.or.jp/job/hoikushi/>

■ お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 生活支援課 保育士修学資金担当

〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5605

